

会長声明

(詐欺及び詐欺未遂事件について)

令和4年2月15日
岡山県社会保険労務士会
会長 双田 直

令和4年2月14日岡山地方裁判所において、当会の元会員が詐欺及び詐欺未遂について「懲役3年、執行猶予4年」の判決を受けました。

本件は元会員が元会社社長らと共謀し休業手当の支払いや職業訓練の実施に関する虚偽の申請書を岡山労働局に提出し助成金を詐欺及び詐欺未遂したものです。

当該元会員の行為は、社会保険労務士としてあるまじき行為であり、助成金・補助金制度に対し、また、社会保険労務士制度に対する国民の信頼を大きく裏切る許し難い行為であります。

元会員がその行為に及んだことは大変遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

当会では、会員に受講を義務付けている倫理研修をはじめ、職業倫理の意識向上のための取り組みを行っていますが、今後、更に指導及び研修を強化し、再発防止に向けて取り組んでまいります。